

若者向け選挙啓発リーフレットデザイン作成業務委託 仕様書

1 業務名 若者向け選挙啓発リーフレットデザイン作成業務委託

2 業務委託目的

三重県では、18歳、19歳の選挙投票率が約27%、20～24歳で約21%、25～29歳で約26%（※令和5年4月三重県議会議員選挙の結果）であり、若者の投票率が低いことが課題となっている。若者の投票率を向上させるためには、若年層有権者だけではなく、それ以前の年代から継続して働きかける必要がある。学童期から継続的に選挙について周知することは、投票に対する意義を理解するとともに、選挙をより身近なものと感じてもらい、実際の選挙における投票行動に繋げ、若者の投票率向上を目指すのに有効である。本事業は、未来の有権者としての小学生(6年生)、中学生(3年生)、選挙権を得るタイミングとなる高校生(3年生)、また、18～19歳よりさらに投票率の低い20～24歳に当たる、大学生・旧新成人(20歳)の、それぞれの読み手に合わせた内容でリーフレットを作成し、若者に選挙に親しみを感じてもらい、選挙、投票参加に対する意識醸成を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

三重県の若者が選挙に対して親しみを持ち、投票意識を高揚させるような若者向けリーフレットのデザインを、小学6年生、中学3年生、高校3年生、大学生等・20歳（旧新成人）それぞれの年齢層の読み手に合わせた内容で作成する。

リーフレットのデザイン案は受託者側で①小学6年生、②中学3年生、③高校3年生、④大学生等・20歳（旧新成人）向けの4パターンをそれぞれ用意すること。

それぞれのリーフレットについては、下記の「条件」を満たすこと。

◎条件

リーフレットのデザイン条件として、以下項目を満たすこと。

① 小学6年生向け A3 二つ折り・カラー

以下の内容を含むこと。

- ・政治と選挙について
- ・選挙の仕組みについて
- ・親子連れ投票について
- ・選挙に関するクイズ

② 中学3年生向け A3 二つ折り・カラー

以下の内容を含むこと。

- ・政治と選挙について
- ・選挙の仕組みについて
- ・選挙権・被選挙権について
- ・親子連れ投票について

③ 高校3年生向け A3 二つ折り・カラー

以下の内容を含むこと。

- ・政治と選挙について
- ・選挙の種類について
- ・投票方法、投票制度、投票率について
- ・情報収集、選挙運動について
- ・住民票移動について

④ 大学生等・20歳向け A3 二つ折り・カラー

以下の内容を含むこと。

- ・政治と選挙について
- ・選挙の種類について
- ・投票方法、投票制度、投票率について
- ・情報収集、選挙運動について
- ・住民票移動について

4 成果品、提出期限、提出場所、契約期間

(1) **成果品**

業務完了報告書 1部

また、報告書とは別に、全てのリーフレットの完成版データをCD-R等の電子媒体に保存して提出すること。

(2) **提出期限及び提出場所**

期限：令和6年9月30日（月）

提出場所：三重県津市広明町13番地 三重県庁2階 三重県選挙管理委員会事務局

(3) **契約期間**

契約日から令和6年9月30日（月）まで

5 その他注意点

(1) 採用した図案については、三重県選挙管理委員会より修正を指示する場合がありますので、修正等対応することとし、適宜校正を行うこと。

(2) 選挙啓発のために三重県選挙管理委員会が作成するものであることを十分考慮し、政治的中立を保つことはもとより、現在の政治や候補者を皮肉した内容、選挙違反と取られるような内容のものとならないよう注意すること。

(3) 見積金額は、人件費、デザイン費等一切の経費を計上するものとし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(4) 本業務に係る成果品及び著作権のすべて（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、三重県に帰属する。本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

(5) 業務の実施にあたり、著作権・肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手

続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

- (6) 契約締結権者は、受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置について、次のとおりとする。
- ア 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (ウ) 発注所属に報告すること。
- (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことになり、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- イ 契約締結権者は、受注者がア（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。